

飯山市地域防災計画の主な修正点

【第 1 編 総 則】

1 第 1 編 総 則

(1) 第 2 節 防災の基本理念及び施策の概要 (防災の基本 (2P))

災害が発生した場合、被害を完全に防ぐことは不可能であり、あらかじめ被害の発生を想定したうえで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、防災対策を行うにあたって、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」における基本理念を加えました。

(2) 行政及び市民の責務 (4P)

防災力向上を図るため、要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画や男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を講ずることを加えました。

【第 2 編 風水害対策編】

1 災害予防計画

(1) 第 1 節 風水害に強いまちづくり (51P)

土砂災害警戒区域については、当該区域ごとに、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知することを加えました。

災害応急対策等への備えとして、民間事業者を含む関係機関との間で協定締結促進、民間事業者のノウハウや能力の活用に努めることを加えました。

(2) 第 3 節 情報の収集・連絡体制計画 (56P)

情報の連絡体制の整備として、県、市民と連携し、土砂災害に係る異常な自然現象における情報の伝達体制の整備を構築することを加えました。

災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため、関係機関の出席を求めることができる仕組みの構築することを加えました。

通信手段の確保において、NTT 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用することを加えました。

震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム (J アラート) その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達を維持・整備するよう努めることを追加しました。

(3) 第 4 節 活動体制計画 (58P)

通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常通信手段を確保することを加えました。

複合被害を想定した要員及び資機材の充実を図ることを加えました。

(4) 第5節 広域相互応援計画(60P)

他市町村との応援協定について、協定先を加えました。

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災検討への支援に関する協定」における実施する応援の内容について、応援に要する職員や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めることを加えました。

(5) 第8節 配慮者支援計画(69P)

災害対策基本法の改正に伴い、「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等、要配慮者支援に係る全体計画を作成することを加えました。

(6) 第9節 緊急輸送計画(73P)

緊急輸送に係る調整業務への輸送事業者等の参加、物資の輸送拠点における輸送業者を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点としての運送業者の施設活用などの体制を整備することを加えました。

(7) 第11節 避難収容活動計画(91P)

それぞれの災害に応じた「指定緊急避難所」及び「指定避難所」について、市民への周知徹底を図ることを加えました。

平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることを加えました。

(8) 第13節 食料品等の備蓄・調達計画(100P)

市民は、一般流通が十分に機能しないと考えられる発生直後から、概ね3日間を自らの備蓄で賄うことを原則とすることを加えました。

(9) 第22節 災害広報計画(113P)

被災者及び市民等への情報の提供体制として、電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの利用方法等の周知に努めることを加えました。

(10) 第23節 土砂災害等の災害予防計画(114P)

地すべり対策、土石流対策、急傾斜地崩壊防止対策において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法や指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、ハザードマップ等を配布するなどの必要な措置を講ずることを加えました。

(11) 第30節 防災知識普及計画((139P)

市民に対して、3日分の食料等の備蓄を準備するなどの啓発活動を加えました。

災害に関する各種資料を適切に保存し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化の後世への伝承に努めることを加えました。

(12) 第32節 災害復旧・復興への備え(145P)

大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置き場の候補地の確認や広域処理体制の充実に努めるとともに、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定することを加えました。

(13) 第34節 企業防災に関する計画(148P)

企業は、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討など防災活動の推進することを加えました。

(14) 第37節 観光地の災害予防計画(節の追加)(152P)

市、県、関係機関等が相互に連携、連絡体制を整備し、地理状況に不案内な観光客や外国人旅行者について、情報提供体制、避難誘導体制の確立等、防災対策の充実に努めることを加えました。

(15) 第38節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進(節の追加)(153P)

各地区内の居住者及び事業者の、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地域防災計画」を市地域防災計画に定め、地域の防災力向上に努めることを加えました。

3 災害対応策計画

(1) 災害予防計画の修正に伴う災害応急対策計画の修正

災害予防計画の修正に伴い、災害応急対策計画における活動内容を追加及び修正しました。

(2) 第1節 災害直前活動

特別警報発表時の対応において、直ちに、その内容を住民等へ通知する措置を行うことを加えました。

気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報の発表基準の変更に伴い、各種警報等の基準値等を修正しました。

また、県地域防災計画の修正に伴い、警報時、災害時、各種要請・派遣等における各関係機関への伝達系統等を修正しました。

(3) 第3節 非常参集職員(311P)

職員配備の配備基準において、「土砂災害警戒情報の発令」、平成25年に創設された「特別警報の発表」を加えました。

(4) 第9節 要配慮者に対する応急活動(345P)

避難勧告等の発令に関する被害情報の周知手法や避難所での生活環境の整備など、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うことを加えました。

(5) 第 12 節 避難収容及び情報提供活動 (350P)

避難勧告等の発令において、屋内退避も避難の一つであること、また、気象発表区分の変更により、避難を発令する基準と対象地域を修正しました。

避難所における生活環境に注意を払い、特に男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するとともに、避難所の運営における女性の参画を推進することを加えました。

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めることを加えました。

(6) 第 35 節 飼養動物の保護対策 (節の追加) (433P)

災害時において、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施します。また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適切な飼養環境を確保することを加えました。

(7) 第 39 節 観光地の災害応急対策 (節の追加) (437P)

観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全確保について、県、関係機関と連携し、観光客及び外国人旅行者の安全確保に係る対策を追加しました。

4 災害復旧・復興計画

(1) 第 3 節 計画的な復興 (特定大規模災害からの復興) (505P)

大規模災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、災害被災地域の再建は都市構造の変革、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成することを加えました。

(2) 第 5 節 被災者等の生活再建等の支援 (508P)

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者の被害状況等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることを加えました。

【第3編 地震災害対策編】

1 災害予防計画

(1) 第1節 地震に強いまちづくり (601P)

降雪期に屋根上に積雪のある状態で地震が発生した場合、家屋の倒壊を招く恐れがあるため、市民は、こまめに雪下ろしを行うよう努めることや、自然落下式屋根や融雪式屋根への改修も検討することを加えました。

災害応急対策等への備えとして、民間事業者を含む関係機関との間で協定締結促進、民間事業者のノウハウや能力の活用に努めることを加えました。

(2) ため池災害予防計画(節の追加) (613P)

大規模地震により、ため池が決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがあるため、ハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るなど減災対策の推進に努めることを加えました。

2 災害応急対策計画

(1) 第1節 地震災害情報の収集・連絡活動(701P)

緊急地震速報で活用し、防災行政無線等により、市民へ伝達を行うことを加えました。

(2) 第25節 鉄道施設応急活動(711P)

東日本旅客鉄道株の応急復旧活動において、震度6弱以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及び際には、情報連絡拠点及び救助中継位置を指定し被害状況を把握する方法を定めておくことを加えました。

【第4編 雪害対策編】

1 災害予防計画

(1) 雪害に強い地域づくり (851P)

鉄道運行確保(JR東日本株)の実施内容として、降雪により転倒、落下等のおそれのある支障木の伐採を加えました。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え(853P)

雪処理関係において、地域住民による支援の仕組み作りの推進などを加えました。

【第5編 原子力災害対策編】

5 原子力災害対策編 (編の新設)

平成23年3月11日の震災による福島第1原子力発電所において放射能漏れ事故が発生したため、県の地域防災計画に原子力災害対策編が盛り込まれたことにより、県と同様、市地域防災計画にも原子力災害対策編を第5編として新設し、総合的かつ計画的な防災対策を推進します。